

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和8年2月16日（火）本会議休憩中 議会委員会室

出席委員（8名）

（委員長）松 田 真 哉 （副委員長）門 脇 一 男
伊 藤 ひろえ 岡 田 啓 介 又 野 史 朗 矢 田 貝 香 織
吉 岡 古 都 渡 辺 穰 爾

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長
浦林教育長

【教育委員会】長谷川局長

[こども政策課] 永榮課長 佐藤学校政策担当課長補佐

[こども施設課] 矢野次長兼課長 前畑課長補佐兼学校施設担当課長補佐

[こども支援課] 長尾次長兼課長

[学校教育課] 仲倉次長兼課長

[生涯学習課] 松永生涯学習担当課長補佐

[学校給食課] 長谷川課長

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 田淵議事調査担当係長 松田調整官

傍 聴 者

安達議員 稲田議員 大下議員 国頭議員 田村議員 徳田議員 戸田議員
津田議員 土光議員 西野議員 錦織議員 森田議員 森谷議員
報道関係者1人 一般2人

審査事件及び結果

議案第 8 号 米子市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第 9 号 米子市日吉津村中学校組合規約を変更する協議について [原案可決]

議案第 10号 米子市日吉津村中学校組合の解散に関する協議について [原案可決]

議案第 11号 米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
[原案可決]

議案第 12号 米子市と日吉津村との学齢生徒の教育事務の委託に関する規約を定める
協議について [原案可決]

議案第 13号 米子市日吉津村中学校組合と米子市との間の学校給食事務の委託の廃止
に関する規約を定める協議について [原案可決]

~~~~~

午前10時30分 開会

○松田委員長 ただいまから民生教育委員会を開会いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託されました議案6件について審査いたします。

教育委員会所管の議案第8号「米子市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第9号「米子市日吉津村中学校組合規約を変更する協議について」、議案第10号「米子市日吉津村中学校組合の解散に関する協議について」、議案第11号「米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」、議案第12号「米子市と日吉津村との学齢生徒の教育事務の委託に関する規約を定める協議について」及び議案第13号「米子市日吉津村中学校組合と米子市との間の学校給食事務の委託の廃止に関する規約を定める協議について」は、関連しておりますので一括して議題といたします。

なお、議案第9号及び議案第10号の審査に当たりましては、法令に基づき教育委員会の意見を聞くことになっておりますので、事務局に説明を求めます。

**○松田委員長** 田淵議事調査担当係長。

**○田淵議事調査担当係長** 事務局よりご説明申し上げます。ただいま送信いたしました資料をご覧ください。議案第9号及び議案第10号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定により、議決をする前に教育委員会の意見を聞くこととなっております。議案送付を受けた後、議長名で教育委員会に照会いたしました結果、教育委員会から「提出案のとおり協議することが適当と認めます」との回答をいただいております。以上を踏まえまして、審査いただきたいと存じます。以上で説明を終わります。

**○松田委員長** それでは当局の説明を求めます。

永榮こども政策課長。

**○永榮こども政策課長** 議案第8号から議案第13号までの各議案について、一括してご説明申し上げます。内容を右上に民生教育委員会資料、先ほど通知させていただきました資料に記載しております議案関係資料にまとめておりますので、そちらをご覧くださいながら、それに沿ってご説明させていただきたいと思っております。

本一連の議案は、米子市日吉津村中学校組合の解散、米子市立中学校の設置と箕蚊屋中学校の設置者の変更に係る各種関係議案でございます。箕蚊屋中学校の設置者の変更につきましては、11月の本委員会にて日吉津村との協議状況を御報告させていただいたところですが、改めて少し時間をいただきまして背景、現状、課題を含めましてご説明させていただきたいと思っております。以後、資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、箕蚊屋中学校ですが、こちら米子市と日吉津村で構成する一部事務組合が設置運営しております。中学校組合は、昭和29年の設置以降70年以上経過してございまして、この間、地方自治や教育行政が高度化、複雑化するにつれ、組合が処理する事務も拡大の一途をたどっております。このような状況の中、ここ数年、負担金の在り方に加えまして、組合自体の在り方についても市と村の間で協議を重ねてまいりました。

続いて、2番の現状の課題及び対応のところですが、組合は市、村から独立した自治体であるため、独自の意思決定が可能であるものの、たとえ中学校1校のみが事務対象であっても、記載しておりますような自治体が処理すべき、あまたの事務処理を独自に通う必要がございます。地方自治や教育行政が高度化、複雑化する今日、組合の事務事業の漸増に伴って、事務局では多くの人員と経費を要し、その負担が拡大しているところでございます。その一方で、組合は零細な小さな自治体でございますので、それゆえにDX

化等業務の迅速化、効率化には限界があるのが実情でございます。また、本市にとっては、中学校事務が二重行政となっている実態もございます。これらの課題解決のために、市と村による広域処理の枠組みを継承しつつ、現代に相応しく効率的で持続可能な運営方式に改めるという視点の下、組合を解散し、市立箕蚊屋中学校として設置運営することとしまして、日吉津村からは中学校事務を受託する方式に変更することといたしました。

次、2ページ目でございます。こちら、事務組合の解散及び事務委託のフロー図をお示ししているものになります。左側に事実上のプロセス、法定上のプロセスというふうにあります。これまで市と村で協議を行ってきた協議につきましては、この上の事実上のプロセス、①の部分になります。これについて、解散と委託について協議をいたしました。このたび協議がまとまりましたので、次のステップ、法上のプロセスに進んだ次第でございます。図の②、③の部分でございます。日吉津村におきましては、2月5日に既に関係議案を可決されております。内容につきましては、今回提出しております議案のうち、市のみに関係する議案を除いた議案について同じ内容の議案で議決されております。この米子市議会で議決いただきました後の流れになりますが、議決いただきました内容で、④市・村の長の法上の協議を速やかに行いまして、正式に決定。その後、県へ届け出という流れになるものでございます。

続きまして、次のページ、3ページですが、4番、これまでの各方面への説明等の状況を記載しております。まず、2段目に保護者説明会としまして、こちら箕蚊屋中学校の生徒さんの保護者、あと来年度、箕蚊屋中学校に上がられる小学校6年生の保護者さんを対象に11月に2回、説明会を開催しております。また、米子市では11月に住民説明会、箕蚊屋地区、伯仙地区を対象とした住民説明会を行っております。また、11月14日、日付が前後しておりますが、こちら議会民生教育委員会で状況報告をさせていただいたところでございます。また、日吉津村さんの方では、11月から都合3回、住民説明会を開催されております。

また、議会の方でも随時説明をされている状況でございます。また、日吉津村中学校組合の議会の方でも全員協議会で11月に説明をさせていただいております。以上、各方面への説明状況でございます。

続いて5番、今回の議案でございますが、議案の番号の順番とは異なりますが、時系列に沿った順番で御説明させていただきたいと思っております。まず、(1)議案第9号になります。「米子市日吉津村中学校組合規約を変更する協議について」でございます。こちら、中学校組合の解散に当たりまして、米子市日吉津村中学校組合規約に、組合が解散した場合の事務の承継に関する規定を加えることについて、議会の議決を求めるものでございます。内容としましては、解散時の事務承継については市、村の協議により定めるという条文を加えるというものになります。こちらの規約は組合に関する基本的な事項を定めているようなものになります。

続きまして(2)、議案第10号「米子市日吉津村中学校組合の解散に関する協議について」でございます。組合の解散に関し協議することについて、議会の議決を求めるものでございます。内容としましては、組合は令和8年3月31日をもって解散する。組合の解散に伴う公文書の管理等の事務は米子市が承継する。組合の解散時に組合が保管する債権、現金等は必要な経費を差し引いた額を生徒数で按分して各市村に配分するというもの

が内容となっております。

続きまして（３）、議案第１１号「米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」でございます。組合の解散に伴う財産処分に関し協議をすることについて、議会の議決を求めるものでございます。内容としましては、組合が有する土地、建物、物品、債権、債務は米子市に帰属し、組合財政調整基金に属する現金は各市村に配分するというものでございます。

次に（４）番、議案第１３号「米子市日吉津村中学校組合と米子市との間の学校給食事務の委託の廃止に関する規約を定める協議について」でございます。こちらの議案は、これまでの議案とは少し立ち位置、位置付けが異なるものでございます。現在、箕蚊屋中学校の学校給食については、組合が市へ委託をしておりますが、組合の解散に伴いまして、組合から市への委託事務を廃止するため、委託に関する規約の廃止について協議することについて、議会の議決を求めるものでございます。市と村との間の関係のものではなく、市と組合の関係の議案となるものでございます。

続きまして４ページ目でございます。（５）、議案第８号「米子市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。箕蚊屋中学校を米子市立中学校として設置するため、条例を改正しようとするものでございまして、設置は令和８年４月１日の施行を予定しております。

続いて（６）番、議案第１２号「米子市と日吉津村との学齢生徒の教育事務の委託に関する規約を定める協議について」でございます。学齢生徒、いわゆる中学生の教育事務を日吉津村から受託するため、委託に関する規約を定める協議をすることについて、議会の議決を求めるものでございます。主な内容としましては、日吉津村は学齢生徒の教育事務を米子市に委託する。事務の管理及び執行に要する経費は日吉津村の負担とする。委託事務に関し連絡調整を図るため協議会を設けるものとする。施行期日は令和８年４月１日としております。以上が関係議案の説明になります。

続いて６、変更後についてはどうなるかというところですが、（１）、中学校名が冠部分ですが、「米子市日吉津村中学校組合立」から「米子市立」へ変更となります。（２）、市立中学校にはなりますが、中学校事務を村から受託することにより、村の生徒を中学校で受け入れ、これまで同様、箕蚊屋小学校区、伯仙小学校区、日吉津小学校区の生徒が通学します。（３）、事務の簡素化、迅速化、人的、財政的負担の軽減が図られます。続いて（４）、学校教育や学校生活等に影響なく、生徒、保護者、PTA活動、地域の関わり等に影響はございません。また保護者さんの特別な手続は必要ないものと考えております。また（５）の委託金の算定方法についてですが、箕蚊屋中学校の運営に係る一般財源、交付税相当分を米子市でもらっておりますので、そこを差し引いた額を生徒数で按分という計算方法で予定しております。これまでの中学校組合と負担金の計算方法と同様な考え方をしております。経費負担につきましては公債費も含めるものとしております。また、協議会の設置、（６）番ですが、こちら事務の委託に関しまして情報共有や意見交換を行う地方自治法上の連絡調整協議会を設置することを予定しております。こちらにつきましては、次のページに「事務委託後の連絡協議会について」というところで、こちら事前に日吉津村と協議をしている内容でございます。簡単に触れますと、連絡協議会の体制は、協議会と報告連絡会の二部構成としておりまして、（１）の協議会につきましては、米子市日吉津村双方の

首長、副首長、教育長、そして市議会、村議会の代表を構成メンバーということで想定しております。こちらの協議会については、委託事務に係る重要事項を協議していただく会になりまして、年1回程度、決算がまとまった時期に前年度の振り返り、報告をしながら、翌年度に向けて意見交換を行うというようなところを想定しております。(2)、報告連絡会は、教育委員会をベースとした体制になります。教育委員会間の意見交換を行うものと、村の教育委員会に対して報告をする場合、いずれかの議題によっていずれかのパターンを想定しているものでございます。こちらは、委託事務に係わる事項で、毎年度少なくとも1回の定例会、必要の時点で臨時会を開催予定しております。こちらの連絡協議会の位置付けですが、地方自治法上の連絡協議会としておりまして、設置に議会の議決を要しないものでございます。また、協議会自体に法的な権限は持たない、そういったものとなります。

最後に、7番、期待される人的、財政的削減効果でございます。表に書いておりますように、人的負担、現在は組合併任職員113人ございます。こちら米子市職員が併任で事務を担っております。事務量としましては4.7人役相当でございます。変更後はこちらの組合併任職員すべて解消となりまして、事務量としましては委託に係わる事務として0.4人役程度、現在想定しております。4.7人役から0.4人役、こういった人的な負担は軽減図られるというふうに想定しております。廃止される事務につきましては、記載しておるような事務が組合独自の事務になりますので、そういった事務が廃止されることとなります。また、財政負担につきましては、人的負担の軽減に加えまして、廃止される事務に掛かる経費として約100万円が削減される見込みでございます。議案に対する説明は以上でございます。

**○松田委員長** 当局の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

又野委員。

**○又野委員** この議案自体には反対するものではないんですけど、いくつか聞かせてください。最初に、事務移行後の連絡協議会のところなんですけれども、協議会の構成メンバーのところ、市議会の代表若干名であるんですけども、今、組合議会があって、それぞれ人数が出ているんですけども、この若干名っていうのはそれと同じぐらいの規模なのかどうなのか、今考えておられるところを聞かせてもらえればと思います。

**○松田委員長** 永栄こども政策課長。

**○永栄こども政策課長** 若干名というところございまして、こちら、議決いただいて正式に協議するとなれば、日吉津村と具体的に詰めていくところになりますが、現状、中学校組合の日吉津村の議員さんとしましては、村長さんを除いたら2人出ていただいております。日吉津村さんの方も、1人ではなく複数名っていうようなご意向もございまして、2人程度をベースに協議するようなことになるというふうに想定しております。

**○松田委員長** 又野委員。

**○又野委員** わかりました。じゃあ、少なくとも何人かずつは出るということで理解をしました。あと、報告連絡会っていうのがあるんですけども、これでどのようなやり取りがされたかっていうのも、例えば上の協議会の中で報告されたりとか、その内容について市議会の方で何か把握するようなこととかはあるんでしょうか。報告されたりっていう

のが必要なのではないかなと思ったんですけど、そこらへんを聞かせてください。

○**松田委員長** 永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** こちら報告連絡会ですので、基本的にはあの公表になるかと考えております。また、状況に応じて市議会の方にも、適宜報告、必要な場合に状況に応じて、報告すべきときは報告する形になるかと思えます。

○**松田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 状況に応じてということですけど、できるだけ報告していただきたいと思えます。それと、話は事務的なところではないんですけど、これまでも、日吉津村の方でなかなか話が進まないっていうことは聞かせてもらってたんですけども、経過のところ、まあ2日に日吉津村さんでもようやく議決になったということでございますけれど、あの組合議会がこの間開かれたときにも、日吉津村の議員さんがすぐには議決にならんっていうような話を言われてて、それ以降、まあ議決にはなったんですけども、やはり、なかなか進まなかったっていうところも聞いてますが、そこら辺米子市としては、どのような意見が日吉津村でなされてたのかを把握している範囲で結構ですけども、教えていただければと思います。

○**松田委員長** 永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** まずは、中学校組合、今回解散に関しまして保護者説明会を、米子市と日吉津村で合同でさせてもらったんですけど、まあそちらにもあの日吉津村の保護者さん、割と多く参加していただいております。そこでは、大きなその反対だとか話はなく、委託後どうなるかっていうところですか、あと給食が以前箕蚊屋中学校は先行してありましたので、その辺り、箕蚊屋中学校の組合独自のことは、これからなくなるのかかっていうようなお話はありました。基本的に今、箕蚊屋中学校につきましても米子市と同一歩調の教育方針で行っておりますので、組合であっても委託であっても、そこはあの箕蚊屋中学校だけ優遇するとか、逆に遅れるようなことはありませんっていうようなお答えをさせてもらったところです。また、日吉津村の村民説明会の方では、非常にこちら1つの自治体がなくなるという大きな話ですので、日吉津村さんにとっては、村の区域がすべてこの箕蚊屋中学校というところもあります。また、米子市立になるという面もございますので、米子市とは事情も異なるというところで、大きな議論はあったところです。中では、村の中学校の教育をどうしていくのかっていうところが議論には出ておりました。また、日吉津村独自の中学校の検討についての議論もございましたし、委託になると組合に意見が言えなくなるのではないかと、協議会の場が必要だというようなご意見ですとか、進め方の課題のようなどころにご指摘がございました。その中でも、住民説明会や議会での説明を重ねられて、このたびの議決ということになったというふうはこちら認識しております。以上でございます。

○**松田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 住民説明会での話は出たんですけど、議会でもいろいろやり取りをされたっていう話を少し耳にしまして、最終的には議決になったんですけど、その中で、今回日吉津村の議会の方で議決できなかった場合は、日吉津の子どもさん達は箕蚊屋中学校に通えなくなると、日吉津の方で議決せず米子だけで議決した場合ですけど、そういうふう、日吉津の方は聞いたっていう話を耳にしたんですけど、実際そういうような話

をされたのでしょうか。

○**松田委員長** 永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** 今回の、解散と事務委託移行につきましては、冒頭もご説明申し上げました通り、あくまでその広域的な枠組みを維持して、事務の改善を図るところが主眼で委託に向かっていったところでございます。従いまして、日吉津村の子どもさんが中学校に通えないというようなことを議論したっていうことはございません。

○**松田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 実際そういうような話は議論されてはないということですけど、日吉津の議会の中ではそういう話が出てたという話を私は聞いたんですけど、傍聴とかはされていないですか、事務局の方では。

○**松田委員長** 長谷川教育委員会事務局長。

○**長谷川教育委員会事務局長** 日吉津村の議会につきましても、私共、傍聴に行きました。それは、たればの話でございますので、仮にこの組合がどうなるかという先に、もしかしたら、そういうこともあるかもしれないということでの議論をなされたんじゃないかなという具合に認識しています。

○**松田委員長** 又野委員。

○**又野委員** はっきりとその通えなくなるというふうには、言うてはおられないかもしれないですけど、日吉津村の方々ではそういうような感情がやっぱりあったみたいでして、やはりそういうふうに使わせてしまっているというところで、それだったらもう議決せざるを得んという気持ちかやはり日吉津村の議員さんではあったみたいでして、そういうようなことで納得をしていただくというよりは、やはりどれだけこの市立にして、委託してもらってということが大事なのかっていうところを理解していただいて納得していただくことが必要だったんじゃないかなと、その話を聞いて思ったところです。

組合議会のときですけども、今回の箕蚊屋中学校を米子市立にして日吉津村の方からは委託事務で、子どもさんを受け入れるっていうのは、負担割合を決めるときからそういう話が出てたっていう話を説明があって、日吉津村さんの方でなかなか話が進まないという話のときに、前から話があったんで、もっと早くから日吉津で話をしてもらったらよかったんじゃないのかっていう話を当局の方は言われてたと思うんですけども、米子市、米子市議会、私としても、結構急だったなっていう思いは、日吉津村さんだけでなく、米子の議員でもあったと思います。それを考えると、日吉津村さんの方が遅いとかではなくて、やっぱりそこまで前からそういう話が出てたということであつたら、米子市議会においてももっと早めにこういうような話が進んでいるっていうことを説明なり、情報提供なりあってもよかったと思いますし、やはり日吉津村の方を早めに進めてほしいっていうようなことであれば、歩調を同じくして進めていくことだったと思うので、米子でも当然早く進めて、説明等情報提供していくべきだったのではないかと思うんですけど、そこら辺については、どのようにお考えなのか聞かせてください。

○**松田委員長** 長谷川教育委員会事務局長。

○**長谷川教育委員会事務局長** 結果的にですね、米子市側、そういった説明が遅かったんじゃないかという受け止めであったことは非常に残念と言いますか、そういう気持ちであります。この件につきましては、日吉津村と米子市で足並みを揃えながら、協議をしながら

ら、どちらかが先行するとかといったようなことがなしに、同じような説明の仕方、進めないといけないかなという具合に考えておりました。ですので、3ページの表を見ていただくと、ほぼほぼその説明を出していくタイミングは合わせているように、足並み揃えてやってまいりました。それも、日吉津村の進み具合を見ながら説明をさせていただいたということですので、その点をご理解をいただければと思います。

○**松田委員長** 又野委員。

○**又野委員** あの進んでからの話じゃなくて、最初の説明がもっと早くからあった方がいいんじゃないかっていうところのを求めているんですが。

○**松田委員長** 長谷川教育委員会事務局長。

○**長谷川教育委員会事務局長** 先ほど説明いたしましたように、その説明を差上げるタイミングにつきましても日吉津村が整わない状況で、米子市が先行して議会に説明申し上げる、住民説明申し上げるっていうのは、やはり先行するのはあまりよろしくないのではないかと、足並みを揃えるような形で、住民なり地域なりの説明を行わせていただいたということですので。

○**松田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 組合議会のときに、その日吉津村さんの方でのなかなかお話しが進まないという話をされたときに、じゃあ日吉津村さんの方でもっと早くいろいろ議員さんとかに説明していけばよかったんじゃないかっていうことを確かそういう内容のこと言われたと思ったので、それだったら米子市の方も一緒になって早めに説明をしていけばよかったんじゃないかなと思ったんですけど、日吉津村の方でもっと早くできんかったんじゃないかっていうところと合わせて一緒っていうところは、どのようにお考えなのかっていうところですけども。

○**松田委員長** 長谷川教育委員会事務局長。

○**長谷川教育委員会事務局長** 先ほど申し上げたとおりですけども、日吉津村は日吉津村なりの住民説明、議会説明があるかと思っています。私共は、それを見守りながら、足並みを揃えまして自治会ですとか議会ですとか住民説明を行ったという具合に考えております。

○**松田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 私の中では噛み合わない部分があるのかなと思ってまして、やはり、早いうちにそういう話を当局の方でされてたっていうことでしたら、早いうちにやっぱり議員とかに情報提供をして、早く今回のように慌てて日吉津村さんも議決のために動かされたっていうふうに聞いてますんで、やっぱり早めに早めに、あの内部では話が出てみたいな話をすごい組合議会の方では言われてたので、動いていくべきだったと私は思いますんで、あのそれだけは申し上げておきたいと思います。以上です。

○**松田委員長**

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と声あり]

○**松田委員長**

質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

[「なし」と声あり]

**○松田委員長**

討論を終結いたします。

それでは、順次採決いたします。

議案第8号、米子市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○松田委員長** ご異議なしと認めます。よって本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、米子市日吉津村中学校組合規約を変更する協議について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○松田委員長** ご異議なしと認めます。よって本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号、米子市日吉津村中学校組合の解散に関する協議について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○松田委員長** ご異議なしと認めます。よって本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○松田委員長** ご異議なしと認めます。よって本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、米子市と日吉津村との学齢生徒の教育事務の委託に関する規約を定める協議について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○松田委員長** ご異議なしと認めます。よって本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、米子市日吉津村中学校組合と米子市との間の学校給食事務の委託の廃止に関する規約を定める協議について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○松田委員長** ご異議なしと認めます。よって本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、民生教育委員会を閉会いたします。

**午前11時05分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 松 田 真 哉